

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

三条市は平成17年5月1日、旧三条市、旧栄町、旧下田村の3市町村が合併して誕生した総面積432.01 km²の一般市である。うち下田地域(旧下田村)においては、311 km²の面積を有し総面積に占める割合は約72.0%と広大である上、人口減少と併せて高齢化も急速に進んでいる。こうした地勢・特徴を持つ当市においては、自家用車などの交通手段を持たない住民は日常生活上、バス等の公共交通の維持存続は極めて重要な課題となっており、平成23年度から地域公共交通確保維持事業を活用し、次のⅠ～Ⅲの3系統を核に運行確保を図ってきた経緯がある。

また、本協議会では、デマンド交通の持続的な運行、市内公共交通網の連携を強化することを目的とし、デマンド交通及び市内循環バスの利用実績やバス利用者と直接かかわりのあるバス運転手も含める中で、より実態に即した市内循環バス等の路線の見直し検討を進めてきた。これを受けて、平成26年4月1日から市内循環バスにおいて見直し路線での運行を開始した。市内循環バスの中でも学生が利用する機会の多い路線(井栗線、三高・県央工業ライナー等)については、現在の運行状況について市内の小中学校と高等学校に対して要望聴取を行い、令和4年10月1日から学校の始業時間に余裕を持つて間に合う時間へと見直すなど、利便性の向上に努めているところである。

さらに、デマンド交通については、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年度から利用者の減少に伴う運行事業者の採算性の悪化や運転士不足等といった課題が顕在化してきたころから、令和5年10月から市街地エリアにおいて、AIオンデマンド交通システムを導入し、乗合いをマッチングさせる効率的な運行を行っている。

Ⅰ 高校生通学ライナーバス

主に下田地区在住の高校生を対象に通学手段として既存のバス路線を活用して運行してきた。本路線については東三条駅で乗り換えて新潟・長岡方面への通学の重要な足となっているとともに、三条東高等学校や三条商業高等学校へ通学する学生の足ともなっている。また、三条高等学校・県央工業高等学校へ通学する高校生にとっては、乗換なしで通学できる非常に利便性の高い交通機関として安定的な利用数を得ている。昭和59年度にJR弥彦線(下田地域)が廃止された同地区高校生にとっては、バスは唯一無二の通学手段であり、同バス路線の維持は交通政策として極めて重要であることから今後も存続させていく必要がある。

なお、平成29年10月から、運行時間を短縮できることから、市道開通を受け、運行経路を変更した。

Ⅱ 三条市デマンド交通

市内全域において、タクシー車両を活用して、市内全域約630箇所専用の停留所間を運行してきた。三条市の地理特性、道路形態、移動形態等から輸送体系を勘案すると、小型車両で小回りを利かせた単発的輸送は公共交通機関であるバスやタクシー輸送を補完する機能を有しており、通院や買い物、JR駅への乗換え等において利便性の高い交通手段として多くの住民から利用されてきた。利便性の高い公共交通として住民の生活に欠かせない交通手段となっており、平成26年1月の運賃見直し以降利用者は徐々に減少しているものの、1日平均160人程度の利用があることから、今後も存続させていくことが必要である。

平成30年6月からは、土日祝日を含む全日運行(1月1日～3日は運休)を実施し、更なる利便性の向上を実現した。

なお、高齢者の外出促進や遠隔地住民の負担軽減等を目的として、平成28年1月1日から同年12月31日まで、下田地域在住の65歳以上の方を対象に、複数乗車時のみ割引運

賃となる「おでかけパス」社会実験を実施し、延べ127人が購入、1日当たり平均5回の利用があり、一定の利用者数があったことから、平成29年7月から「おでかけパス」を全市展開し、令和6年度は406人が発行を行った。令和2年度から、運転免許証返納時に年1,000円の手数料を無料にして交付する事業に取り組み、令和6年度は112人に交付を行った。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年度から利用者の減少に伴う運行事業者の採算性の悪化や運転士不足等といった課題が顕在化してきたことから、令和5年10月から、市街地エリアにおいて、乗合車両を利用したAIオンデマンドシステムを導入することにより、バスやタクシーとの棲み分けを図りつつ、アプリでの24時間予約やリアルタイム予約の実現することにより、さらに利便性を高めたサービスを提供する。

また、令和7年4月から医療機関の休診日で利用が少ない日曜と祝日の運行を廃止した。

Ⅲ 市内循環バス（井栗線、三条循環線、嵐南コース）

■井栗線

主に井栗地区の小・中学生、高校生の通学手段として活用されている。また、東三条駅に接続することで、市内のみならず新潟・長岡方面への通学にも利用されており、広域移動のフィーダーとして機能している。学生の重要な移動手段として寄与することが期待できるため、確保・維持していく必要がある。

■三条循環線

新幹線駅である燕三条駅、国道8号沿のショッピングセンターなどを経由し、三条市の主要な施設への移動を支援する路線である。平成26年4月1日から、三条市役所を經由するルートに見直し、拠点アクセス性の向上も図っている。令和6年3月からは、県中央基幹病院の開設により、病院の停留所の追加を行った。また、市民の外出行動を支援することが期待できるため、同コースを確保・維持していく必要がある。

■嵐南コース

三条市デマンド交通の運行により運休していたAコース（2～4便）を見直し、主に東三条駅の南側の中心市街地を循環する路線である。利用者の多い医療機関を複数経由するとともに、東三条駅と接続することで、市外への移動にも利用されている。主に嵐南地区市街地内の移動需要を集約し、効率的な運行を図るためにも、同路線を確保・維持していく必要がある。

以上のように、地域公共交通確保維持事業を活用し、高校生通学ライナーバス、三条市デマンド交通及び市内循環バスを維持・確保することで、当市総合計画に掲げる「住み良い地域づくり」の実現を目指す。

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

(1) 事業の目標

I 高校生通学ライナーバス

- ①目標利用者数 15人以上/日（令和6年度25.4人/日）
- ②三条市の支出目標 800千円以内（令和6年度611千円）
- ③収支率目標 5.0%以上（令和6年度10.3%）

II 三条市デマンド交通

- ①目標利用者数 全日：160人以上/日（令和6年度155.6人/日）
土曜：100人以上/日（令和6年度96.6人/日）
- ②三条市地域公共交通協議会の支出目標：57,257千円以内（令和6年度71,529千円）
- ③収支率目標：43.9%以上（令和6年度29.8%）

III 市内循環バス

- ①目標利用者数 60人以上/日
（井栗線5人/日、三条循環線50人/日、嵐南コース5人/日⇒計60人/日）
（令和6年度 井栗線4.9人/日、三条循環線48.7人/日、嵐南コース6人/日）
- ②三条市地域公共交通協議会の支出目標
井栗線：709千円以内（令和6年度709千円）
三条循環線：11,936千円以内（令和6年度11,936千円）
嵐南コース：1,653千円以内（令和6年度1,653千円）
- ③収支率目標
井栗線：13.4%以上（令和6年度13.4%）
三条循環線：10.7%以上（令和6年度10.7%）
嵐南コース：7.7%以上（令和6年度7.7%）

(2) 事業の効果

I 高校生通学ライナーバスを維持することにより、主に下田地域在住の高校生の通学手段が確保されることで、高校生の利便性向上が図られるとともに、保護者の送迎負担の軽減が期待できる。

II 三条市デマンド交通を維持することにより、路線バス等でカバーできない地域の移動ニーズを補完する交通体系を確保し、高齢者をはじめとする市民の通院や日常生活における買い物などの移動手段の確保が期待できる。

III 市内循環バスを維持することにより、三条市デマンド交通との機能分担を図り、市全体の交通網の持続性向上、高齢者をはじめとする市民の通院や日常生活における買い物などの移動手段の確保が期待できる。

上記のほか、副次的な効果として、同交通の運行維持により、自家用車への過度な依存が抑制される。

3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

バスの利用促進のため、チラシ配布等で周知を行うほか、路線や停留所を利用者のニーズに合わせて随時見直しを行う。

また、デマンド交通及びおでかけパスの利用促進のため、出張講座やイベント等での周知活動を、三条市地域公共交通協議会が主体となって行う。（「三条市地域公共交通計画」P.56-59）

4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び 運送予定者

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表1」を添付
 なお、市内循環バスぐるっとさん・三条市デマンド交通について、一部燕市に跨る運行を行っているが、燕市の補助（費用負担）はなく、計画への系統位置付けに関して意向がないことから、複数市町村に跨る場合の例外適用の対象路線となる。

5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

- ・デマンド交通ひめさゆり
 三条市地域公共交通協議会が運行事業者と協定を締結し、1運行当たりの事業者収入を、利用料金収入と協議会からの負担金で賄っている。国庫補助金については、上記協定で定めている1運行当たり事業者収入と、事業者の実際の経費との差額に充てている。
- ・AI オンデマンド交通
 三条市地域公共交通協議会が運行事業者と協定を締結し、1台・1日当たりの負担金を設定し、利用料金収入を差し引いた額を協議会から運行事業者に支払っている。
- ・市内循環バス
 三条市地域公共交通協議会が運行事業者と締結する協定で、運行経費と利用料金収入の差額を協議会からの負担金として支払っている（4月から9月分）。なお、10月から3月分については、利用料金収入に加え、国庫補助金を除いたうえで、協議会から負担金を支払っている。
- ・高校生通学ライナーバス
 運行実績に基づく欠損額について、国庫補助金と市からの補助金で補っている。

6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法

- ・利用者数や行政負担の実績から評価
- ・デマンド交通利用者アンケートを実施し、満足度やニーズを調査

7. 別表1の補助対象事業の基準ホただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの 運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要 **【地域間幹線系統のみ】**

該当なし

8. 別表1の補助対象事業の基準二に基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村 に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧 **【地域間幹線系統のみ】**

該当なし

9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期 及びその他特記事項 **【地域間幹線系統のみ】**

該当なし

10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 【地域内フィーダー系統のみ】
表5を添付
11. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
該当なし
(2) 事業の効果
該当なし
13 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） 【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし

15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性

【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

該当なし

16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果

【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

(1) 事業の目標

該当なし

(2) 事業の効果

該当なし

17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額 **【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】**

該当なし

18. 協議会の開催状況と主な議論

- ・平成 23 年 4 月 11 日（平成 23 年度第 1 回） 平成 22 年度事業実績報告
- ・平成 23 年 6 月 29 日（平成 23 年度第 2 回） 平成 23・24 年度三条市地域内フィーダー系統確保維持計画について合意
- ・平成 23 年 11 月 7～14 日（平成 23 年度第 3 回、書面協議） 三条市デマンド交通ひめさゆりの運行時間の変更（刈谷田線代替運行の実施）について合意
- ・平成 24 年 2 月 23 日（平成 23 年度第 4 回） 運行実績経過報告
- ・平成 24 年 4 月 11 日（平成 24 年度第 1 回） 平成 23・24 年度地域公共交通確保維持改善事業・事業評価について合意
- ・平成 24 年 6 月 27 日（平成 24 年度第 2 回） 平成 25 年度三条市地域内フィーダー系統確保維持計画について合意
- ・平成 25 年 2 月 22 日（平成 24 年度第 3 回） 運行実績経過報告
- ・平成 25 年 4 月 11 日（平成 25 年度第 1 回） 平成 25 年度地域公共交通確保維持改善事業・事業評価及び平成 25 年度三条市地域内フィーダー系統確保維持変更計画について合意
- ・平成 25 年 6 月 26 日（平成 25 年度第 2 回） 平成 26 年度三条市地域内フィーダー系統確保維持計画について合意
- ・平成 25 年 11 月 14 日（平成 25 年度第 3 回） 三条市デマンド交通の運賃見直しについて合意
- ・平成 26 年 2 月 19 日（平成 25 年度第 4 回） 循環バス路線等の見直しについて合意
- ・平成 26 年 5 月 29 日（平成 26 年度第 1 回） 協議会補助への変更について合意。
平成 26 年度三条市地域内フィーダー系統確保維持変更計画及び平成 27 年度三条市地域内フィーダー系統確保維持計画について合意
- ・平成 26 年 10 月 29 日（平成 26 年度第 2 回） 運行実績経過報告
- ・平成 27 年 1 月 28 日（平成 26 年度第 3 回） 平成 25 年度地域公共交通確保維持改善事業・事業評価について合意

- ・平成 27 年 5 月 26 日（平成 27 年度第 1 回） 平成 28 年度三条市地域内フィーダー系統確保維持計画について合意
- ・平成 27 年 11 月 2 日（平成 27 年度第 2 回） 公共交通利用促進策（三条市デマンド交通おでかけパス社会実験）について合意
- ・平成 27 年 12 月 16～24 日（平成 27 年度第 3 回、書面協議） 平成 27 年度地域公共交通確保維持改善事業・事業評価について合意
- ・平成 28 年 5 月 27 日（平成 28 年度第 1 回） 平成 29 年度三条市地域内フィーダー系統確保維持計画について合意
- ・平成 28 年 7 月 12～19 日（平成 28 年度第 2 回、書面協議） 三条市デマンド交通の試験的な停留所増設について合意
- ・平成 28 年 12 月 22 日（平成 28 年度第 3 回） 地域公共交通確保維持改善事業・事業評価について合意
- ・平成 29 年 2 月 17 日（平成 28 年度第 4 回） 三条市デマンド交通おでかけパスの全市展開について合意
- ・平成 29 年 5 月 25 日（平成 29 年度第 1 回） 高校生通学ライナーバスの経路変更、平成 30 年度三条市地域内フィーダー系統確保維持計画について合意
- ・平成 29 年 7 月 19～25 日（平成 29 年度第 2 回、書面協議） 三条市デマンド交通の試験的な土日運行及び一時的な停留所の増設について合意
- ・平成 29 年 10 月 27～30 日（平成 29 年度第 3 回、書面協議） 高齢者の移動手段の確保のためのバス路線の新設（須頃地区）について合意
- ・平成 30 年 1 月 11 日（平成 29 年度第 4 回） 地域公共交通確保維持改善事業・事業評価について合意
- ・平成 30 年 1 月 11 日（平成 29 年度第 4 回） 市内循環バスの運行時間の変更について合意
- ・平成 30 年 3 月 23～29 日（平成 29 年度第 5 回、書面協議） 三条市デマンド交通の土日祝日運行について合意
- ・平成 30 年 5 月 28 日（平成 30 年度第 1 回） 平成 29 年度事業実績報告
- ・平成 30 年 6 月 18～22 日（平成 30 年度第 2 回、書面協議） 循環バス南コースの経路変更について合意
- ・平成 30 年 6 月 18～22 日（平成 30 年度第 2 回、書面協議） 平成 31 年度三条市地域内フィーダー系統確保維持計画について合意
- ・平成 30 年 8 月 20 日（平成 30 年度第 3 回） 三条市地域公共交通網形成計画（案）概要、三条市デマンド交通の試験的な土日運行及び 1 時間前予約の緩和措置及び臨時停留所の増設について合意
- ・平成 30 年 8 月 31～9 月 6 日（平成 30 年度第 4 回、書面協議） 三条市地域公共交通網形成計画（案）の策定について合意
- ・平成 30 年 12 月 26～平成 31 年 1 月 8 日（平成 30 年度第 5 回） 地域公共交通確保維持改善事業・事業評価について合意
- ・令和元年 5 月 20 日（令和元年度第 1 回） 令和 2 年度三条市地域内フィーダー系統確保維持計画について合意
- ・令和元年 8 月 6～19 日（令和元年度第 2 回、書面協議） 三条市デマンド交通の試験的な土日運行及び 1 時間前予約の緩和措置及び臨時停留所の増設について合意
- ・令和 2 年 1 月 9 日（令和元年度第 3 回） 地域公共交通確保維持改善事業・事業評価、令和 2 年度のバス運行について合意
- ・令和 2 年 5 月 20 日（令和 2 年度第 1 回） 令和元年度三条市地域公共交通協議会決算、令和 2 年度三条市地域公共交通協議会予算、令和 3 年度三条市地域内フィーダー系統確保維持計画、三条市デマンド交通おでかけパス 運転免許証返納時の無料交付について合意
- ・令和 2 年 12 月 18 日（金）～令和 2 年 12 月 28 日（月）（令和 2 年度第 2 回、書面協議） 地域公共交通確保維持改善事業・事業評価について合意

- ・令和3年2月12日(金)～令和3年2月18日(木)(令和2年度第3回、書面協議) 大学・専門学校の授業時間に対応したバスの見直しについて合意
- ・令和3年5月17～20日(令和3年度第1回、書面協議) 令和2年度三条市地域公共交通協議会決算、令和3年度三条市地域公共交通協議会予算、令和4年度三条市地域内フィーダー系統確保維持計画について合意
- ・令和3年10月22日(金)～令和3年10月28日(木)(令和3年度第2回、書面協議) 大学・専門学校停留所の移設に伴う路線の変更について合意
- ・令和3年12月24日(金)～令和4年1月6日(木)(令和3年度第3回、書面協議) 地域公共交通確保維持改善事業・事業評価について合意
- ・令和4年2月9日(水)～令和4年2月15日(火)(令和3年度第4回、書面協議) 三高ライナーの変更について合意
- ・令和4年4月27日(水)～令和4年5月10日(火)(令和4年度第1回、書面協議) 令和4年度三条市地域公共交通協議会予算、循環バスの運行経路及び路線名並びに時刻の変更の方向性について合意
- ・令和4年6月23日(木)～令和4年6月30日(木)(令和4年度第2回、書面協議) 令和3年度三条市地域公共交通協議会決算、令和5年度三条市地域内フィーダー系統確保維持計画について、合意
- ・令和4年11月17日(木)～令和4年11月24日(木)(令和4年度第3回、書面協議) 地域公共交通に係る今後の方向性(案)、三条市地域交通資源の有効活用に関する調査業務について合意
- ・令和4年12月28日(水)～令和5年1月11日(水)(令和4年度第4回、書面協議) 地域公共交通確保維持改善事業・事業評価、「(仮称)障がい者の合理的配慮条例」に対する意見について合意
- ・令和5年3月23日(木)(令和4年度第5回) 地域公共交通に係る今後の方向性、「三条市地域交通資源の有効活用に関する調査」事業を受けた取組について合意
- ・令和5年5月31日(水)～令和5年6月7日(水)(令和5年度第1回、書面協議) 令和4年度三条市地域公共交通協議会決算、令和5年度三条市地域公共交通協議会予算、令和6年度三条市地域内フィーダー系統確保維持計画について合意
- ・令和5年8月22日(火)～令和5年8月29日(火)(令和5年度第2回、書面協議) 令和5年度下田MaaS実証運行の内容、令和5年度AIオンデマンド交通システム導入内容について合意
- ・令和6年1月24日(水)～令和6年1月31日(水)(令和5年度第3回、書面協議) 令和5年度地域公共交通確保維持改善事業の事業評価、AIオンデマンド交通利用促進にかかる割引制度の導入、済生会新潟県中央基幹病院開院に伴う循環バスぐるっとさんの変更対応について合意
- ・令和6年4月22日(月)～令和6年4月26日(金)(令和6年度第1回、書面協議) 三条市地域公共交通協議会規約の一部改正、三条市地域公共交通協議会運賃協議分科会設置要綱の制定、循環バスぐるっとさん上林線の運行経路の変更 について合意
- ・令和6年5月17日(金)～令和6年5月24日(金)(令和6年度第2回、書面協議) 新飯田線の運行事業者移管に伴う運行計画について合意
- ・令和6年5月27日(月)～令和6年5月30日(木)(令和6年度第3回、書面協議) 令和6年度三条市地域公共交通協議会歳入歳出予算(案)について合意
- ・令和6年6月19日(水)～令和6年6月26日(水)(令和6年度第4回、書面協議) 令和5年度三条市地域公共交通協議会歳入歳出決算(案)について、三条市地域公共交通協議会規約の一部改正について、三条市地域公共交通網形成計画の改定について、令和7年度地域間幹線系統確保維持計画(案)について、令和7年度生活交通確保維持改善計画(案)について合意
- ・令和7年1月23日(木)～令和7年1月30日(木)(令和6年度第5回、書面協議) 令和6年度地域公共交通確保維持改善事業の事業評価(案)について合意

- ・令和7年2月21日(金)～令和7年2月28日(金)(令和6年度第6回、書面協議) 令和7年度新潟県地域間幹線系統確保維持計画の一部変更について合意
- ・令和7年6月19日(月)(令和7年度第1回) 令和6年度三条市地域公共交通協議会歳入歳出決算(案)について、令和7年度三条市地域公共交通協議会歳入歳出予算(案)について、令和8年度地域間幹線系統確保維持計画(案)について、令和8年度生活交通確保維持改善計画(案)について、三条市デマンド交通ひめさゆり利用料金の見直しについて協議

19. 利用者等の意見の反映状況

福沢線については、平成22年11月に、三条市地域公共交通協議会下田分科会において地域住民を代表する自治会長が出席し、同線を含む枝線のあり方(存続か廃止か)について協議・検討を行い、その結果を踏まえた計画となっている。

また、高校生通学ライナーバスについては、社会実験の見直しの中で、平成20年2月に、地元のハイスクールバス推進協議会との懇談会を開催し、意見等を反映して現在の安定的な運行が図られるなど、関係者の要望を踏まえた計画となっている。

三条市デマンド交通においては、平成22年10月から三条市全域を対象とした実証運行を実施し、平成23年6月から本格運行を開始したものである。こうした中、平成22年度よりアンケートを実施しており、令和6年度における利用者アンケートでは、約75%の満足度という結果を得ている。また、停留所の位置については自治会単位・個人単位で要望を受けて検討し、できる限り地元の要望を踏まえた配置に努めている。利用者アンケート調査で要望があったことから、平成30年6月から、デマンド交通の土日祝日を含めた全日運行(1月1日～3日は運休)を実施し、土曜日は73人/日、日曜祝日は46人/日(いずれも令和5年度実績)の利用を得ていたが、令和7年4月から医療機関の休診日で利用が少ない日曜と祝日の運行を廃止した。

令和5年10月からは、これまで利用者からの要望が多かった1時間前予約の緩和を図るため、AI オンデマンド交通システムを市街地エリア内において導入し、即時予約やアプリでの24時間予約が可能となったことで、利便性の向上につながった。

市内循環バスぐるっとさんについても、平成26年度に沿線住民に対するアンケートを行い、運行に関する要望・意見の把握に努めているところであり、令和元年9月に市内小中学校及び高等学校へ運行状況に関する要望調査を行うなど、利用機会の多い学生にとって利便性を向上できるよう配慮している。

このように3系統をはじめとする地域内枝線にかかる公共交通体系の整備については、住民・利用者の要望や意見を踏まえた計画を策定している。

また、平成26年度に実施したモニタリング調査の結果、デマンド交通の複数乗車率が20%程度にとどまっているなどの課題が明らかになったことから、平成28年1月～12月にかけて、下田地域において複数乗車を促進するための社会実験「三条市デマンド交通おでかけパス事業」を実施した。その結果、下田地域における平均複数乗車率が8%上昇するなど一定の成果が見られたことから、平成29年7月から全市展開を実施し、更に取組を進めている。

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住所) 新潟県三条市旭町二丁目3番1号

(所属) 三条市地域公共交通協議会事務局

(三条市市民部環境課環境政策担当)

(氏名) 武野 由起夫

(電話) 0256-34-5574

(e-mail) kankyo@city.sanjo.niigata.jp

注意：本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらずとも差し支えありません。

実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。

各記載項目について、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。(ただし、上記2.・3.については、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようにして下さい。また、地域公共交通計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります)。

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

R7.6.16 第1回協議会

資料No.5-2

R8年度

【協議事項】

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利便 増進 特例 措置	運送 継続 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで 該当する 要件 (別表7・ 9)	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
三條市	越後交通株式会社	(1) 高校生通学ライナーバス	東三條 駅前	三條高 校	県央工 業高校	往 4.7km 復 4.7km	216日	324回			路線定期 運行	①	地域間幹線系統(八 木ヶ鼻温泉線)と停留所 を共有(東三條駅前)	③
		(6) 市内循環バス 三條循環線 (地場産先回り)	東三條 駅前	三條市役所	東三條 駅前	往 25.4km 循環	365日	730回			路線定期 運行	①	地域間幹線系統(八 木ヶ鼻温泉線)と停留所 を共有(東三條駅前)	③
		(7) 市内循環バス 三條循環線 (大崎先回り)	東三條 駅前	三條市役所	東三條 駅前	往 25.4km 循環	365日	968回			路線定期 運行	①	地域間幹線系統(八 木ヶ鼻温泉線)と停留所 を共有(東三條駅前)	③
		(8) 市内循環バス 井栗線	東三條 駅前	井栗小 学校前	東三條 駅前	往 11.6km 循環	238日	119回			路線定期 運行	①	地域間幹線系統(八 木ヶ鼻温泉線)と停留所 を共有(東三條駅前)	③
		(9) 市内循環バス 嵐南コース	東三條 駅前	済生会 病院	東三條 駅前	往 12.7km 循環	238日	476回			路線定期 運行	①	地域間幹線系統(八 木ヶ鼻温泉線)と停留所 を共有(東三條駅前)	③
	株式会社エス・タクシー 三條タクシー株式会 社 中越交通株式会社 日の丸観光タクシー株 式会社	(2)				往 km 復 km	294日	18,821回			区域運行	①	地域間幹線系統(八 木ヶ鼻温泉線)と停留所 を共有(東三條駅前)	③
		(3)	三條市デマ ンド交 通ひめさ ゆり	三條市		往 km 復 km			区域運行	①	地域間幹線系統(八 木ヶ鼻温泉線)と停留所 を共有(東三條駅前)	③		
		(4)				往 km 復 km			区域運行	①	地域間幹線系統(八 木ヶ鼻温泉線)と停留所 を共有(東三條駅前)	③		
		(5)				往 km 復 km			区域運行	①	地域間幹線系統(八 木ヶ鼻温泉線)と停留所 を共有(東三條駅前)	③		
		(5)				往 km 復 km			区域運行	①	地域間幹線系統(八 木ヶ鼻温泉線)と停留所 を共有(東三條駅前)	③		

(注)

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載す
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	三条市
-------	-----

(単位:人)

	人口
人口集中地区以外	43,081
交通不便地域等	8,505

交通不便地域等の内訳

人口	対象地区	根拠法
4,368	森町・鹿峠地区	山村振興
8,505	下田地域	過疎地域

地域公共交通計画、地域公共交通利便増進実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画の策定年月日及び特例適用開始年度

計画名	策定年月日	特例適用開始年度
地域公共交通計画	令和6年6月26日	-

(1)記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域等」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱(以下、「交付要綱」という。)の別表7(ハ②(1))に記載のある過疎地域の人口、交付要綱別表7(ハ②(2)(実施要領の2.(1)①))に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口及び交付要綱別表7リに基づき地方運輸局長等が認める地域の合計(重複する場合を除く)を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が交付要綱別表7(ハ②(1))に掲げる法律(根拠法)に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域等が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。また、乗用タクシー以外での輸送が著しく困難であるものとして地方運輸局長等が認めた場合は、「局長指定(乗用)」と記載すること。
6. 「特例適用開始年度」の欄は、地域公共交通利便増進実施計画又は地域旅客運送サービス継続実施計画を策定し、特例を適用する場合に記載すること。

(2)添付書類

1. 「人口集中地区以外の地区」及び「交通不便地域等」の区分が分かる地図を添付すること。(ただし、全域が交通不便地域等となる場合には省略可)